

## 辰巳ダム裁判とは

犀川辰巳治水ダム建設事業地内の土地を強制収用するためなされた土地収用法 20 条の規定に基づく北陸地方整備局長による事業認定処分の取消請求訴訟（事業認定取消訴訟）。類似訴訟に、日光太郎杉裁判、二風谷ダム裁判、徳山ダム裁判、内海ダム裁判など。

二風谷（ニフダニ）ダム裁判：札幌地裁、1993－1997。土地収用法に基づく収用裁決の取消訴訟（先行処分である事業認定の違法性を争い得る）、取消を求めた原告の訴えは棄却したが、「工事のための土地取得などはアイヌ民族の文化保護などをなおざりにして収用を行ったことにより、土地収用法第 20 条 3 号の裁量権を逸脱している」として収用は違法であるとした（事情判決）。

※事情判決（じじょうはんけつ）とは、行政処分や裁決が違法だった時、裁判所はこれを取り消すのが原則だが、「取り消すと著しく公益を害する（公共の福祉に適合しない）事情がある場合」には請求を棄却できるという行政事件訴訟法上の制度のことである。

内海（ウチノ）ダム裁判：2009 年 6 月 30 日、香川県小豆島町の内海ダム再開発事業の土地収用法に基づく事業認定の取り消しを求めて高松地裁に提訴。

## 何が争われているのか

北陸地方整備局長（国）が行った事業認定処分が「違法か、違法でないか」を司法が審査。審査の根拠となる法律は「土地収用法」第 20 条のつぎの 2 点。

### ①第 20 条の 3 号要件「事業計画が土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものであること」

国が事業認定を行うにあたって、ダム建設によって得られる利益を不当に過大評価し、失われる価値を不当に過小評価ないし無視して行うべき検討を行っておらず、事業認定が違法ではないか。

### ②第 20 条の 4 号要件「土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであること」

事業が仮に公益性のあり、3 号要件を満たしているものとしても、憲法で保障された国民の権利（財産権）を取り上げてまでもしなければならぬ緊急性があるか。

## これまでの経過

### 辰巳ダム建設の出発点

辰巳ダムの発端は、住民の「橋」建設の要望である。左岸の熊走、城力、鷲原、相合谷集落から対岸の右岸に沿う県道に連絡する道路橋（相合谷橋）はあったが、溪谷の低い位置にあったので冬期は通行に難渋した。溪谷の高い位置の「橋」建設は費用がかかるため、採用される見通しはたたなかった。住民の要望に応えながら、費用は国から出るダム建設が、「橋代わり」として浮上した。ダム堤頂部を道路として利用すれば、深い溪谷を上り下りすることなく、対岸へ通行できる。石川県は、内川ダムの建設完了と同時に辰巳ダム建設可能性調査を開始した。杜撰なダム計画は、住民の「橋」建設の要望がダム建設にすり替わった「意図的なボタンの掛け違い」から始まったのである。

石川県および国		住民
昭和 49 (1974) 年	石川県が建設可能性調査に着手	
		昭和 54(1979) 年 ごろ
		辰巳用水や自然環境への影響を懸念する有識者などが問題を指摘
		昭和 60(1985) 年
		辰巳ダム建設を阻止するために共有地運動開始
平成 17 (2005) 年 3 月 11 日	犀川水系河川整備計画の策定	
平成 17 (2005) 年 5 月	石川県が共有地主に対して用地交渉（らしきこと）を開始	
平成 17 (2005) 年 11 月 28 日	石川県が「土地収用法の規定に基づく事業説明会」開催	
平成 19 (2007) 年 1 月 18 日	石川県が土地収用法に基づく事業認定申請	
平成 19 (2007) 年 11 月 28 日	北陸地方整備局長が土地収用法第 20 条の事業認定処分	
		平成 20 (2008) 年 5 月 20 日
		事業認定処分取り消しを求めて金沢地方裁判所へ提訴。第 1 回口頭弁論（平成 20 年 7 月 18 日）～第 10 回口頭弁論（平成 22 年 2 月 26 日）、第 11 回は、4 月 23 日予定。

平成 20 (2008) 年 7 月 25 日	石川県知事が石川県収用委員会に土地収用の裁決申請および明渡裁決の申し立て	平成 21 (2009) 年 7 月 11 日	辰巳ダム裁判 1 周年集会
平成 21 (2009) 年 10 月 19 日	石川県収用委員会が「犀川辰巳治水ダム建設事業第 1 号事件」の裁決	平成 21 (2009) 年 11 月	国交大臣に、土地の収用及び明渡裁決処分についての審査請求 (請求人多数)
		平成 22 (2010) 年 3 月 26 日	辰巳ダム裁判学習会

## 「辰巳ダム事業差し止め訴訟」について

現在、行われている辰巳ダム裁判は、行政の処分を取り消しを求める「行政訴訟」である。石川県が行う辰巳ダム事業そのものを差し止める、つまり、公金の支出を差し止める訴訟は、地方自治法第 242 条の規定による。一般に「住民訴訟」といわれ、行政訴訟の一種である。まず、地方自治法による住民監査請求を行い、その結果に不服がある場合、裁判所に提訴することになる。地方財政法の規定にてらし、予算の執行段階において、その目的達成のため必要かつ最少の限度を超えた支出をしていないかが審査される。他の類似のダム裁判では、行政の裁量が広く認められ、違法であることを立証できないことが多い。辰巳ダムの場合、住民訴訟で主張する「違法性」について、弁護団の関口弁護士は、以下のような指摘をし、監査請求の結果が出るまでに時間がかかることも勘案すれば、今のところ、住民訴訟を提起するメリットは無いのではと結論づける。

- ・ 治水・利水の両面において不要なダムであること、ダムが辰巳用水という文化遺産を破壊し、かつ、自然環境を破壊するものであること → 地方財政法 4 条 1 項 (地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要かつ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。)、同法 8 条 (地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。) → 事実上、行政訴訟とほぼ同じ主張になる。また、被告の主張についても行政訴訟でも「県」の主張が反論の中心となり、ほぼ同じになるはず。
- ・ 上述のとおり、地方財政法については、県の裁量権が広く認められる → 同じ主張であれば、土地収用法違反 (より要件が厳格) の方が認められる可能性が高いのでは？

## 裁判に対する期待と誤解

- ◆ 辰巳ダム事業を中止するには、起業者である石川県知事がダム建設を止めることを決定すればよいのであるが、知事にその意思はない。知事を変えるほどの多数の支持を得ることに成功していない。
- ◆ 世論の力、多数の住民の支持を得なければならない状況は、「裁判」でも変わらない。司法から見ても巨大な行政に対して、裁判長は、多数の住民の支持があってはじめて、“行政に物申す”ことができる。
- ◆ 行政が裁量でものごとを行うことが認められており、その裁量について司法は審査をするが、司法は「行政の専門技術的判断を尊重する」のであり、行政の裁量は原則的に容認する。この行政の裁量の壁を打ち破るには、行政の裁量が法の想定する枠を超え、判断過程で尽くすべき考慮を尽くさないで行われて、裁量権の逸脱／濫用があれば、違法となる。
- ◆ 本件裁判に勝訴すれば、事業認定処分が取り消され、ダム建設事業は中止に追い込まれる。ただ、裁判中は工事が進む。一般的な裁判の例から推定すると、1 審の結審は今年あるいは来年ころ、2 審が早くても平成 24 年ころでダムの完成時期前後に重なりそうである。1 審で勝訴すれば、ダム建設の途上でもあり、住民の支持も大いに得られ、中止への圧力となろう。

## 今後の活動ほか

裁判では、今後、技術専門家による裁判官への勉強会、提出された証拠に関する証人喚問が行われる。

裁判の争点

項目	被告（国および石川県）	原告（住民）
治水	<p><b>100年に1回の洪水は1750</b></p> <p>犀川大橋地点でおおむね100年に1回の降雨で発生する洪水ピーク流量は「基準」に示されている一般的な方法で算定すると1750m<sup>3</sup>/秒となる。比流量などの検証を行っており、検証義務を果たしている。原告らの主張は独自の見解を述べているに過ぎない。</p>	<p><b>1300程度を予測すべき</b></p> <p>1300m<sup>3</sup>/秒程度を予測すべきで、これならば新規ダムがなくても犀川の治水は、十分である。石川県想定洪水1750m<sup>3</sup>/秒は、過去100年間の最大規模の洪水（930m<sup>3</sup>/秒）などと比較して著しく過大である。現実的根拠を持たない過大な流量とならないように、算定根拠である「基準」で、観測流量による流量確率などの方法で検証することが求められているが、検証義務を怠り、重大な過誤がある。</p>
<p>代替案 （1750m<sup>3</sup>/秒を前提として代替案を比較検討）</p>	<p><b>代替8案よりも、ダム案が最も安価</b></p> <p>河道改修案、放水路案など代替8案とダム案を経済比較すると「ダム案」が最も安価となる。ダム案240億円に対して、代替8案は、278億円から2900億円である。</p> <p>河道改修案の区間1については、安全度をより確保する観点から粗度係数を0.030と設定すると河道拡幅が必要。区間6では洪水位を高く設定するのは、危険になるので河川管理者としては採用できない。</p>	<p><b>ダム案よりも河道改修案が著しく安価</b></p> <p>被告の代替案は費用のかかるものばかりであり、現実的な案は河道改修案4案だけである。河道改修案についても区間1（河口～伏見川合流点）と区間6（新橋～下菊橋）については流下能力があり、新たに拡幅などの改修工事は必要がない。河道改修案（コンクリート壁案）は77億円となる。区間1では、現況粗度係数を適用すれば河道拡幅の必要はない。区間6では、辰巳ダムなしの洪水量1540m<sup>3</sup>/秒でも堤防の上には既設コンクリート壁（1m程度）があり、余裕もあるので改修の必要はない。</p>
利水	<p><b>利水ダム容量（230万m<sup>3</sup>）が新規に必要</b></p> <p>毎年のように河川水が枯渇する現象が発生している。辰巳ダム建設でおおむね10年に1回程度発生する渇水時、流水の正常な機能の維持のために必要な流量1.19m<sup>3</sup>/秒を確保することが可能となる。</p> <p>230万m<sup>3</sup>の内訳は、70万m<sup>3</sup>は犀川ダムの付加高さ2mを確保するため、55万m<sup>3</sup>は犀川ダムの堆砂容量確保のため、残りの105万m<sup>3</sup>は河川維持用水確保のために必要である。上水の水余りはない。</p>	<p><b>現在の流量を再配分すれば、十分に流量は存在する</b></p> <p>開発した上水は半分程度しか使用しておらず、ダム貯水容量909万m<sup>3</sup>のうちの105万m<sup>3</sup>を再配分すれば何ら問題ない。新構造令の規定で既存施設である犀川ダムに遡及適用されず、70万m<sup>3</sup>は不要である。犀川ダムの堆砂は除去すればよいので、新たな堆砂容量を確保する必要はない。</p>
<p>辰巳用水と文化財 （辰巳用水と兼六園に対する深刻な影響）</p>	<p><b>景観やデザインに配慮して溪谷等との調和を図っている</b></p> <p>辰巳ダムデザイン検討委員会による審議や模型実験を行って環境との調和を図る</p>	<p><b>巨大なコンクリートの壁で東岩取水口の歴史的文化遗产が毀損する</b></p> <p>歴史的な文化財は、その自然と歴史的環境が存在してこそ意義がある。巨大なコンク</p>

などの検討している。①上流へのダム位置の変更、②洪水吐き方式の検討、③デザインや修景に配慮など。

リートの壁で犀川の水が人工化され、東岩取水環境ならびに景観が破壊され、文化遺産が毀損される。平常時においても、辰巳用水を水源とする兼六園に深刻な影響を与える。

#### 穴あきダム

#### **水理模型実験で機能を確認している、穴は閉塞しない**

土砂と流木の試験で土砂の堆積、流木による「穴の閉鎖」を防止できると確認している。

#### **穴あきダムは実験段階の未成熟な技術であり、穴は詰まる**

本件規模のものはほとんど実績がない。放流のための穴は 2.9m 角と発生する流木に比較してかなり小さく、土砂や岩石などを含む洪水流で容易に閉塞することが予想され、一旦満水になると一気に無調節状態になる。リスク回避施設がリスク発生施設になる。

#### 自然環境

#### **自然環境への影響は軽微である**

環境影響評価法の対象事業となる規模を有していないので義務はないが、環境影響評価法等に準じた考え方のもと環境影響評価を行った結果、環境保全目標が達成され、また、貴重な動植物への影響についても軽微と評価している。

#### **影響は重大である、法に基づいた影響評価をするべき**

「暖地性の植物相の北限が存在するなど貴重な自然環境であり、希少種のミゾゴイの営巣や繁殖にする優れた生態系を維持する豊かな自然環境であり、これらへの影響が軽微などとはいえない。

法に基づいた環境影響評価がなされていないため、住民や専門家などの意見を反映させる住民参加の手続がなされていない。自然環境への影響を正しく評価しておらず、尽くすべき考慮を尽くしていない。

#### 地すべり

#### **地すべり地形斜面の安全率低下が5%以上で対策工を施している**

昭和60、63年、その後、幾度も貯水池周辺の地質調査をしている。

ダム貯水池に面している斜面の安定を検討し、安全率の低下が5%以上の場合は対策工を施している。鴛原超大規模地すべり地については5%未満で対策工は不要である。現在、動いている兆候はなく、末端部でも地すべりが発生する可能性はない。対岸の瀬領地区でも大きな地すべり地形はない。手続上の瑕疵もない。

#### **超大規模地すべり地であるのに、十分な調査もせずに計画を進めた**

鴛原超大規模地すべり地 L3 は日本有数の規模であり、ダム湖へなだれ込めば大災害が発生する。これを2つに分割することに合理性がなく、安全率低下を0.05未満に抑えるため恣意的に分割している。末端地すべりが端緒となって全体がすべり可能性がある。対岸の瀬領地区も大規模地すべり地の可能性があるが、調査がされていない。河川法第16条の2に基づいて、学識経験を有する者の意見を聴いていないという手続の瑕疵がある。